# 医療安全管理基本指針

# 1. 安全管理に関する基本的な考え方

患者さんが安心して安全な医療が受けられるように、職員一人一人が医療安全の必要性・重要性を認識し行動できる体制を確立し、事故防止に取り組む。

### 2. 医療安全管理対策の組織

医療安全管理室に専従の医療安全管理者を配置し、医療安全に関する重要事項を審議する医療安全管理委員会を月2回開催する。必要時は、臨時医療安全管理委員会で協議し、問題解決に努める。また、各部署に医療安全推進委員を配置し、院内への情報の周知徹底を行う。

#### 3. 職員の研修

医療の安全に関する意識の向上、医療の質の向上を図るため、全職員に対し、医療安全 管理に関する研修を年2回以上行う。また、医薬品や 医療機器の安全な使用のための研修 も必要に応じ随時行う。

### 4. 医療安全確保、改善のための方策

医療現場で発生したインシデント事例等は、医療安全管理室に集約し、報告された事例については再発防止に向け、各部門と連携して、原因分析及び改善策の検討を行う。改善策は、医療安全管理委員会を通じて全職員に周知し再発防止に努める。

# 5. 医療事故発生時の対応

医療事故等が発生した時は、直ちに救命処置を優先し、救命と被害の拡大防止に全力を 尽くす。病院長は、緊急医療安全管理委員会を招集し、対応を検討する。患者さんや家族 の方々には事実関係に基づき十分な説明を行う。

## 6. 職員と患者さんとの情報共有

この指針は、患者さんや家族の方に、医療安全に関する理解と協力を得るため、院内掲示・ホームページに公開し、積極的な情報共有に努める。

#### 7. 患者さんからの相談への対応

患者さんや家族の方からの医療に関する相談・意見・苦情に対応する、「患者さん相談 窓

口」を設置し、医療安全管理者を含む関係職員が担当する。また、相談により患者さんや 家族の方が不利益を被ることがないよう、個人情報保護に十分配慮する。

## 8. 医療安全の推進

医療安全を推進するため、「医療安全管理マニュアル」を各部署に設置し、 職員に周知徹 底を図る。また、マニュアルの見直しを随時行う。